



平成 29 年 9 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ス マ ー ト バ リ ュ ー  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 洪 谷 順  
(コード番号：9417)  
問 い 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 管 掌 藤 原 孝 高  
TEL. 06-6448-1711

## 譲渡制限特約付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成29年9月28日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限特約付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 処分の概要

(1) 払 込 期 日	平成29年10月17日（予定）
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 4,800株
(3) 処 分 価 額	1株につき2,296円（平成29年9月27日終値）
(4) 処 分 総 額	11,020,800円
(5) 割 当 予 定 先	取締役5名 3,600株 監査役3名 1,200株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、平成29年8月14日開催の取締役会において、当社の取締役及び監査役に対して当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役及び監査役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限特約付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、平成29年9月28日開催の第70期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限特約付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対して年額400万円以内（うち社外取締役分は年額400万円以内）、当社の監査役に対して年額600万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限特約付株式の譲渡制限期間として1年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要については、以下のとおりです。

##### <本制度の概要>

当社の取締役及び監査役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、取締役に対して年10,000株以内、監査役に対して年1,500株以内とし、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当てを受ける取締役及び監査役に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたしません。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける取締役及び監査役

との間で譲渡制限特約付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① あらかじめ定められた期間、譲渡制限特約付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

その上で、今般、当社は、本日、取締役会の決議及び監査役の協議により、当社の取締役5名及び監査役3名（以下「対象役員」といいます。）に対し、本制度の目的、当社の業績、各対象役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、取締役5名に8,265,600円（うち社外取締役分は1,377,600円）、監査役3名に2,755,200円の金銭報酬債権、合計11,020,800円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）を支給することを決議いたしました。また、本日開催の取締役会において、本制度に基づき、割当予定先である対象役員8名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式4,800株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。

#### <譲渡制限特約付株式割当契約の概要>

当社と対象役員は個別に譲渡制限特約付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

##### （1）譲渡制限期間

対象役員は、平成29年10月17日（払込期日）から平成31年10月16日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分を行うことができない。

##### （2）譲渡制限の解除条件

対象役員が譲渡制限期間中、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。但し、対象役員が死亡、任期満了その他当社の取締役会（対象役員が取締役の場合）又は監査役会（対象役員が監査役の場合）が正当と認める理由により当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合、譲渡制限期間満了時点をもって、払込期日を含む月から当該喪失の日を含む月までの月数を24ヶ月で除した数に、割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

##### （3）当社による無償取得

譲渡制限が解除されない本割当株式について、譲渡制限が解除されないことが決定した時点の直後の時点をもって、当社は当然に無償で取得する。

##### （4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限特約付株式の専用口座において管理される。

##### （5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式について、払込期日を含む月から組織再編承認日を含む月までの月数を24ヶ月で除した数に、割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

### 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本割当株式の処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、平成29年9月27日（取締役

会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,296円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的であって、対象役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上